

会議録

会議の名称	平成29年度第4回西東京市子ども子育て審議会
開催日時	平成30年2月14日（水曜日）午後3時から午後5時まで
開催場所	イングビル3階 第1・第2会議室
出席者	委員：森田会長、古川副会長、石原委員、大橋委員、尾崎委員、島崎委員、菅野委員、菅田委員、武田委員、蓮見委員、浜名委員、保谷委員、吉野委員、谷川専門委員、林専門委員 事務局：子育て支援部長 保谷、子育て支援課長 飯島、保育課長 遠藤、子育て支援部主幹（保育課） 岡田、やぎさわ保育園長 上岡、なかまち保育園長 朝原、西原保育園長 武田、けやき保育園長 笹本、児童青少年課長 齋藤、子ども家庭支援センター長 日下部、子育て支援課長補佐 渡邊、保育課長補佐 海老澤、子ども家庭支援センター長補佐 金谷、健康課保健係長 武藤、子育て支援課調整係 栗林、田中、八巻 欠席者：網干委員、井上委員、横山委員、荒牧専門委員、上田専門委員、早乙女専門委員、長倉専門委員
議題	1 審議 「子ども子育て支援事業計画」の中間見直しについて 2 報告 (1) （仮称）子ども条例検討専門部会の実施状況について (2) 西東京市公立保育園の在り方について (3) 平成30年度審議スケジュール（案）について 3 その他
会議資料の名称	資料1 西東京市子育て・子育てワイワイプラン 第6章 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）（平成30年3月改定案） 資料2 西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会の実施状況について 資料3 西東京市公設民営保育園の民設民営化計画（案） 資料4 西東京市公設民営保育園の民設民営化計画（案）策定概要 資料5 平成30年度子ども子育て審議会 開催スケジュール（案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 審議 「子ども子育て支援事業計画」の中間見直しについて</p> <p>○森田会長： 事業計画の中間見直しなので、審議して了承を得る形で進める。 子ども子育て支援事業計画の計画期間は5年である。今回は、中間見直しの範囲でやるべき最低限のことをやり、次期計画策定時にどういう課題を繋ぐか、議論を整理したい。前回、専門部会できちんと議論をして修正をかけることと課題として残すものを整理してほしいとお願いをした。 事務局による見直し案の説明のあと、専門部会長の谷川専門委員から議論の内容を報告いただきたい。</p>	

(事務局から資料1について説明)

○事務局：

昨年10月に出た新たな人口推計によると、子どもの人口は平成31年まで増加し、ピークを迎えた後は減少する見込みである。今回の計画改定では、新たな人口推計で量の見込みを算出し直し、実績等を考慮して確保の内容等の見直しを事業ごとに検討した。

はじめに教育・保育の確保の内容の見直しについて説明する。資料1 計画の改定案は、見直しを反映したもので、第4回計画専門部会の資料3の②見直し案の数と同内容になる。参考に第4回計画部会の資料3もご覧いただきたい。

表の中段にある「A：量の見込みと確保量の差分」は、表の上段の量の見込みと下段の確保の量の差を示した数で、マイナス(▲)の場合は待機児童がいる状況となる。①従前の計画では、平成30年度に待機児童がなくなることになっていた。今回は②見直し案で、新たな人口推計を反映させ、平成30年度に向けた保育施設の整備状況と計画専門部会からのご意見を踏まえて計画を変更している。

変更内容としては、まず、専門部会で2号保育に待機児童が出る予定の表を示したところ、幼稚園の預かり保育の活用を図るべきとの意見があったので、量の見込みが2号保育から2号教育へ約40人ずつ移行する計画とした。また、整備状況について、認可保育所は90人規模、小規模保育事業は19人規模で、平成29年度当初は認可保育所2箇所・小規模保育事業2箇所を予定していたがそれぞれ1箇所の整備となったことを反映し、平成30年度に認可保育所2箇所・小規模保育事業1箇所を、平成31年度に認可保育所2箇所を整備することで、平成32年4月に待機児童の解消を目指す計画としている。

続いて13事業について説明する。第4回計画専門部会の資料1を参考にご覧いただきたい。

(1) 利用者支援事業は、市役所田無庁舎に設置した特定型の窓口1箇所とあわせて、公立保育園にある地域子育て支援センター5箇所や子ども家庭支援センター等と地域連携を図りながら、深刻なケース等の取りこぼしがないようにしていきたい。

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)は、保育施設利用者の約40%程度の方が利用されているので、同程度の利用を見込んだ計画としている。

(3) 放課後児童健全育成事業について、学童クラブは保護者要望により全員入所としている。専門部会から、地域によって入所に偏りがある、全地域で高学年の居場所が必要であるという指摘があった。児童数の推移、地域の利用状況を見極めて、小学校の余裕教室等の活用、修繕や拡充により対応していきたい。公共施設の総合管理計画や個別の計画の中で検討していく。高学年の受入れはまだ課題がある。社会教育課にアプローチしながら、子育て・子育てワイワイプランの中間見直しで生かせればと考えている。

(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)は、平成29年度に1日の利用枠を2人から3人に増やしたことできょうだい利用や複数家庭での同日利用がしやすくなり、延べ日数も稼働日数も前年度よりも大きく伸びている。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業は、計画の中に職員体制についての記述があったが、現行で提供体制は確保されているため、その一文を削除した。

(6) 養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業は、資料1 計画案の11ページ、上から3行目に「産前産後の支援を目的とする訪問事業も行います。」という一文を追加し、計画の数値もこれを足した人数になっている。「産前・産後ケア事業」は新しく養育支援訪問事業となったもので、妊娠届や乳幼児家庭全戸訪問事業で対象者を把握して早期の寄り添い支援を行う。過去の実績から出生数の約15%程度が要支援家庭

でそのうち3割程度がこの事業の対象となると見込み、出生数の4.5%程度、68人という数字を出した。

(7) 地域子育て支援拠点事業については、第4回計画専門部会の資料2で詳しい取組内容をお示ししているので参考にご一読いただきたい。

(8) 一時預かり事業（預かり保育）【幼稚園】部分は、利用希望者は全員受け入れられる体制を幼稚園にとっていただいている。

(8) 一時預かり事業【その他】の一時保育は、新規開設保育所で実施していくことになっているが、現在は実施できていない。今後開設する保育所での確保に努めたい。また、キャンセルの対応が十分にできていないと指摘があった。予約システムの見直しを含めて取り組んでいきたいと考えている。

(9) 病児・病後児保育事業は、平成30年度に市の南部地域で病児保育室の開設準備をすることから、平成31年度から定員6人の施設開設を見込んで計算をしている。

ファミリー・サポート・センター事業は、(10) 子育て援助活動支援事業は小学生対象、(8) 一時預かり事業【その他】は未就学児対象として分けられているが、どちらも傾向としては同じである。利用会員（ファミリー会員）のニーズの変化が見られることと、実績としてニーズに対する調整率がほぼ100%であることから、今回は計画値を変更せず、次期の計画時にニーズをしっかりと調査した上で見直しを図りたい。

(11) 妊婦健康診査事業は、妊婦健診を受けずに出産する飛び込み出産について専門部会で意見があった。今後も出産後交付を含め、支援を要する子どもやご家庭の早期状況把握に努めていく。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業は、専門部会で、新制度に移行しない幼稚園に通う生活保護世帯などは対象にならない等の問題点について指摘があった。市民ニーズを踏まえ、子育て・子育てワイワイプランの中間見直しの中で検討していきたい。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業について、参入の意思がある子育て支援団体等の質の向上に対する支援については、今後の子育て・子育てワイワイプランの見直しの中で市民ニーズを踏まえて改めて検討していきたい。

○谷川部会長：

資料1は見直し結果の完成品なので、見直し前のことや変更箇所・変更内容が見えない。事務局の説明でも使われた第4回専門部会の資料1を見ながら説明したい。

専門部会では、市の実情を踏まえた見直しをしてほしいということにかなりの時間を割いて議論してきたが、議事録を見ないとどんな意見が出たのか分からないため、第4回専門部会の資料1にある「専門部会員の意見等」、「意見に対する市の考え方等」という欄を事務局に加えてもらった。全般的には、数値だけではなくて魂を入れてほしい、ハード面だけでなくソフト面を充実させてほしい、市の実情になぞらえた有効性の高い事業をしてほしいという意見が出されてきた。

利用者支援事業は、実施箇所数よりも中身が大事であり、相談シートを作成して対応し、深刻なケースが取りこぼされないようにすること自体はソフト面の問題で、すぐにも行政で工夫できることであるという指摘があった。

時間外保育事業は、全員が入れていればよしというものではなくて、それに伴う保育士の確保とか、事業者の努力への目配りもしていこうという意見も出た。

放課後等児童健全育成事業の学童クラブは、例えば田無第2学童クラブの入所率は188%で、毎回全員が登所するわけではないが、通常の授業後に子どもたちが窮屈なところで過ごすこと自体がとても心配である。一方で、希望者は全員入所している市の努

力も認める中で、ここに手当をしていくべきであるという指摘もあった。

一時預かり事業（預かり保育）【幼稚園】の充実については、市の補助金では全く足りなくて、幼稚園は自助努力しているが非常に大変な状況である。待機児童の解消が厳しい中、幼稚園の利用でも保育が満たされる子どもたちについて、市がもう少し踏み込んだ施策を打ってもらいたいという意見が大変活発に出された。

病児・病後児保育は、非常にニーズの高い事業であり定員数を増やすということであった。いつも議論になることが、病気のお子さんを保育室に預けなければいけない社会状況を考えていかなければいけない。市だけでできることではないが、定員を増やして病気のお子さんを預かればいいのかというわけでもないという非常に悲痛な意見が出た。

(12) と (13) の事業は、国が決めた事業内容で、西東京市には該当がないという説明があった。

(12) については、事業の対象となる施設が市内にないのはなぜなのか、本来国が目指すものに市が応えるためにはどんな工夫が必要なのか、という議論が活発に行なわれたが、完成形になるとただ「やっていきます」という文だけになるのが非常に悔しい。このあたりは次の計画を見据えて点検していく必要があるということを確認しあった。

(13) の多様な主体についても、字面をそのとおりに読むと対象者が非常に限られるが、西東京市は市民活動の力が非常に強くて、たくさんの主体が活動されている。市が工夫して市民活動の力を借りていくことで、市の子育て施策がより実情に合ったものになっていくのではないかという意見が出された。

決まりどおり最低限の見直しをするのか、せつかくの機会だからもっと実情に見合ったものに見直せないのか、ずっとすり合せたりしながら議論をしてきた状況であった。

○森田会長：

事務局と部会長の報告について、質問やご意見があれば伺いたい。

○石原委員：

人口推計は、大きいマンションの建設等も含めて考えられているのか。マンションはいろいろな世帯が購入するが、建物ひとつでかなり地域の子どもの人数が変わってくる。特に今建設されているシチズン前は、先ほど入所率が188%と言っていた学童エリアにあたる。そこがちゃんと計画されているのか心配した。

○事務局：

この人口推計は、都市計画課に申請がある新たなマンション建設等による人口の伸びも反映させた推計となっている。年齢構成も、今まで新たに整備されたマンションの入居実績に基づいて考えられ反映されている。

○森田会長：

都市計画では、何年後くらいまでははっきりしているのか。

○事務局：

1～2年かと思う。

○森田会長：

ほかにはいかがか。

○菅田委員：

ひとは、放課後児童健全育成事業について、学童クラブの入所率が100%を超えた数字が出ている。学童クラブは、子どもの定員数によって配置される指導員数が決まっているかと思うが、入所者数が定員を大きく超えているとひとりの指導員が見る子どもの人数がかなり増えてしまう。危険等はないのかどうか気になった。

もう1点、病児保育は医療機関の協力がなくてはできない事業とあるが、これはあらかじめ連携してもらえる医療機関を確保しているのか。

○事務局：

田無第2学童クラブは定員50人で、90人台の児童数が入っている。指導員の人数も、入所児童数に応じた基準数で配置している。来年度4月に田無第3学童クラブを開所し、定員超過解消に向けて努力する。

○森田会長：

実際に入っている90人に見合う職員を配置しているとすると、定員50人の意味は何なのか。広さには合わないけれども、対応する職員数は合わせているという意味か。

○事務局：

そのとおりである。

○森田会長：

毎日来ている子どもの最大数はどれくらいなのか。4月からは第2と第3に分けるので定員に近い形になるはずだが、開けてみないと分からないということではないか。

○事務局：

出席率は7割～8割といわれているので、72人くらいがひとつの目安である。

○菅田委員：

定員に対する指導員の配置基準を超えて現員で職員を配置しているということは、その費用は市が持ち出しをしているということなのか。

○事務局：

持ち出しという表現が適切かどうかは分からないが、一支援の単位が44人くらいで2人の職員をつけるというのが最低のラインである。ただそれだけだと安全の確保が難しく、西東京市は全員入所という形をとっているので、更に指導員を配置するという基準をもって対応している。

○菅田委員：

一人当たりの面積基準等はないのか。

○事務局：

ひとりあたり1.65㎡以上である。さらに、出席率を見ながら基準に合うように、学校の図書室とか工作室とかを一時的にお借りして、指導員もそちらに動いて分散させなが

ら指導してきたという経緯もある。

○森田会長：

ほかの学童クラブでは2つに分けなければいけないほどの超過はないのか。

○事務局：

定員を超過している学童はまだある。学校とも調整しながら個別に対応していく。

○森田会長：

この問題は、定員で入所者を切るか、緊急で場所を確保するかのどちらかをしないと条件として合わないことが明確で、本来ならば緊急に見直しをかけなければならない。

このことについては、できれば数を増やしてほしいが急には増やせない。しかし、選抜はしてほしいというのが保護者の意見として議論されてきて、今のところは子どもに我慢してもらうしかない、ということである。

○谷川部会長：

そういう状況も踏まえ、特に高学年は放課後子供教室を全校に展開することで、学童以外で安全に放課後が過ごせる制度を設けることが必要であるという意見も出ていた。

○森田会長：

尾崎委員はいかがか。

○尾崎委員：

今のお話のとおりである。

○森田会長：

事故があってからでは遅いし、子どもの育ちに影響が出るのはよろしくないで、この2年間でできることは至急やってもらわなくてはいけない。特に放課後子供教室の緊急整備は、取り組みとして展開していただきたい。それと、田無第2学童クラブでは、学校の方で使える部屋を提供してもらったという話があったので、定員を超えているところは学校の協力を是非積極的に進めてもらうことをお願いしなければいけないと思う。学校側でもご配慮いただきたい。

○菅田委員：

内部基準で指導員の数も増やしているし、空き教室も使えているなら、定員だけを増やせばいいのではないか。

○事務局：

学校の図書室等は、学校と相談しながら、子どもの人数に合わせてあくまで一時的にお借りしているもので、毎日使えるわけではない。

○菅田委員：

広いスペースを使えるときもあるし、子どもたちがぎゅうぎゅう詰めするときもあるということか。

○事務局：

そういうことである。

○事務局：

病児・病後児保育事業は、急な病気になったお子さんや回復期にあるお子さんが、幼稚園や保育園に通えなかったり、保護者の都合で家庭で保育できない場合に、病院に付設した専用スペースで保育士・看護師が一時的に保育にあたる。現在、医師会を通じて小児科の先生にご協力をいただいて、2箇所で開催してもらっている。専用スペースは国と都と市と事業者の負担の中で整備を行ない、ランニングコストは国と都と市で1/3ずつ負担して、病院と委託契約を締結して事業を運営している。

○森田会長：

ほかにご意見等はあるか。

先ほど2号保育の希望者を幼稚園の方に40人分預かってもらうという説明があったが、それは確実にやれるのか。幼稚園の一時預かり保育の説明では、市の支援が少なくて幼稚園の自助努力では大変でやりきれないという話があったが、どちらが正しいのか。

○谷川部会長：

そのあたりについて、市の窓口では保育所経験者が保育施設等の利用の相談を受けているため、上田専門委員から、幼稚園経験者も窓口配置して幼稚園の保育について語れるようにすべきであるという意見があった。預かり保育に限らず幼稚園利用者を増やすためには、利用者の希望に任せるだけではなく、幼稚園を利用しながら働く利用者のニーズの発掘が必要であるという議論も出ていた。

○森田会長：

具体的に何か方法を考えているのか。

○事務局：

幼稚園のパンフレットを作って基幹型センター5箇所においたり、窓口でご案内ができるように幼稚園を訪問して保育の様子を見せてもらったりしている。できるだけ小規模保育事業から幼稚園の方に行っていただきたいと考えている。

○森田会長：

利用者支援事業は、自分らしい子育てをするために市内の保育機関を含めた様々な施設をどんなふうにご利用したらいいか、一緒に考えてもらう人である。それがこれまで保育事業を担ってきた人であれば、幼稚園のことも理解し紹介できる力を持たないといけない。それは基幹型保育園にも必要なことであり、職員たちの力を補強することも考えて、きちんと研修をやってほしい。それができていないことで幼稚園の積極的な利用に繋がっていないのなら、利用者支援事業において幼稚園の積極的活用に必要な力を注いでいるか、もう一回検討していただく必要があると思う。

時間外保育事業は、何時間でどのくらいの人利用できているのかきちんと見る必要がある。保育時間があまりに長くなると職員のローテーションが組めず、保育士が疲弊

していく状況も出てきている。長時間やればいいというものではなくて、先ほど病児・病後児保育事業でも話が出ていたが、働くことと子育てのバランスが取れるような政策を日本全体で打っていかないといけない。入れること・利用できることと、利用のされ方は別な話なので、もう少し丁寧な数字を出すようお願いしたい。

ショートステイも、増えるからいいというわけではない。本来は家庭で育てられるということが大事なので、それができない理由を捉え直して、もうちょっと軽めのところでの予防も考えながら、事業の果たす役割を考えてほしい。

西東京市は、基幹型保育園を整理し、各保育園による地域の子育て支援を10年以上整備してきた。そこでどこまで地域支援ができてきているのかという評価活動が重要である。地域子育て支援は、何ができていれば支援できていることになるのか、評価軸が非常にあいまいでわかりづらい。地域で子育て支援をしている人たち、あるいは、子育てをしている人たちが、どれくらい基幹型保育を利用しやすいのか。そのことでどれくらい子育てが楽になっているのか、楽しいものになっているのか。そういうことが結果として出てくるように検討してほしい。

西東京市には100余りの市民活動があると聞いた。人口規模が同程度の他自治体と比べて一桁多い。拠点事業をひとつの拠点にして、地域の子育て支援団体が力を合せて子育てしやすい環境が作られていく中で、新しい事業の展開があるといい。

多様な主体が制度に参入することについて、ある意味決まった人が利用する通常の保育より、どんな人が来るか分からない地域子育て支援の方が支援として難しい。そこそが専門性をもって公立がやるべきことであって、通常の保育は民間の事業者、市民活動、NPO等にある程度任せてもいいという議論をはじめている自治体もあるので、そんなにたくさん事業活動をやっている団体があるなら、是非大活躍していただいて、協力し合いながらやっていただけたらいいと思った。

ほかにはいかがか。

○武田委員：

保育園・幼稚園の現場でかなり大変な学級運営をしているのはご存知のとおりだと思う。地域の子育て支援の活動にも定期的に関わってきているが、早くから支援のあり方を考えて、根っここのところの支援をやっていないと、やがてもっと大変になるということ今年改めて痛感した。

○森田会長：

何か少し具体的な例を挙げていただけると、皆さんに共有しやすい。

○武田委員：

地域の人たち向けに「親子で遊ぼう会」という事業を定期的になんとなくやってきている。日ごろは全く保育園に来ていない1～2歳の親子が大体20家庭くらい来て、1～2時間くらい遊ぶ時間を設けているのだが、母子関係が本当にとりづらくて、多動ではないのだが多動のように見える、愛着行動が全く取れないお子さんが非常に増えている。今回も、皆さん健常なのだが、見かけ上健常だと思ったお子さんは1人で、あとは本当にしっかり関わっていないと関係をつくっていけないと痛感した。これは年々大変になっていると感じている。

○森田会長：

幼稚園も地域のお子さんを対象にした事業をやっていると思うが、いかがか。

○古川委員：

子どもとの関わり方が下手になっている感じはすごくする。

どうしたらいいのか分からなくて、下手に関わるくらいだったら自由にさせておいた方がいいとか。世間は褒めて育てろとも言いが、それは放任することに繋がりやすく、子どもが明らかにダメなことをしていても、どうしたらいいのか分からないとか。しかも、いろいろな方が見ているところだと、自分の接し方を評価される気がして、なおさら何もできなくなってしまう人もいる。

それらは子どもにとってはとても不幸なことで、そういうときに関わり方の見本を見せられる人がいればいいが、周りが同じような親ばかりだと、皆そうしているからそれでいいような感じになって、負の連鎖のようになっていく危険性もあると感じている。

○森田会長：

声掛けの仕方とかおとなが関わる意味とか、関わり方のモデルを少し見せてあげられるといい。

○武田委員：

子どもの自由を尊重するということが重荷になってしまっているところと、やはり、愛着行動がしっかりと取れていないまま大きくなってきている点は、関わり方を改善していくために、健診時などいろいろなチャンスを活用できるのではないかと思った。

○森田会長：

母子保健で乳児全戸訪問事業とか養育支援訪問事業とかの話があったが、そのあと健康課とかで、こんな形でこれくらいの数の人たちに対応しているというものはあるか。

○事務局：

赤ちゃん訪問については、98%パーセント前後は訪問している。残り2%の方も、長期の里帰り、訪問日程を組んだあとの転居、出産直後からの入院といった事情は全て把握して、状況は100%把握する努力は健康課でしている。その中で支援が必要な方々には、産後ケア事業等で孤立しないように支援している。

○森田会長：

ほかの自治体では、乳児全戸訪問事業に保育士が同行して、関わり方について集団の中で一緒に関わった方がいいと思う場合にお誘いをかける試みを数年やってきて、地域子育て支援センターとかにケースがきちんと繋がって大きな成果を挙げているところもある。

子どもの関わり方は保育士や幼稚園教諭が専門家なので、そういう力も一緒に合わさりながら、子育てを自分の力でやっていけて、地域の人たちと一緒に育てていけるような形に繋がっていくといい。

○事務局：

産前・産後ケア事業では助産師等の専門職だけではなくて保育の専門家も派遣できる形になっているので、自宅を訪問する以外に、外出のきっかけとして保育園・地域子育て

て支援センターと健康課とで共同でやっているブレママとママのつどいなどに誘ったりしながら、少しでも子育てしやすい環境であるように取り組んでいる。

○森田会長：

ほかにご意見等はよろしいか。

計画の具体的な修正は1箇所のみ、資料1の11ページ、産前・産後の支援事業新しい事業として加えられている。そのほか今ここで協議されたことは、計画の終了まで待たずに、是非現場での取り組みに生かされるようお願いをしたい。

それでよろしいか。

(異議なし)

○事務局：

支援事業計画に修正事項や修正した数字を反映したものが資料1になる。今後は東京都と協議を行ない、その後改訂版として、ホームページや情報公開コーナーなどの手段で市民の方々に周知をはかっていく。

2 報告

(1) (仮称) 子ども条例検討専門部会の実施状況について

○森田会長：

では、報告事項について、事務局からお願いしたい。

(資料2について事務局から説明)

事務局：

第6回の会議では、それまでの専門部会で出された部会員の意見と、既に条例を策定している他自治体の条例の項目を参考に(仮称)子ども条例の項目(素案)が部会長から示された。第6回(仮称)子ども条例検討専門部会の資料4も参考にご覧いただきたい。

ポイントとして、①全ての子どもたちが健やかに育つより良い環境を整えるために、子ども施策を更に進め子どもにやさしいまちづくりを推進していく総合的な条例にする必要がある。②誰もが読んで分かりやすい規定や文章にする。③市の関係機関や施設、市民・NPO等の団体連携が更に進むようにする。という3つを掲げている。

これらを考慮して前文を置くこととしている。前文では、条例の基本的な考え方とこれまでの取り組みを更に進める条例を制定するというメッセージを盛り込みたいというご意見があった。

総則の次にくる「子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進」というパートは、2つの案が出ている。案1は、対応していく「子どもの課題」を6項目に絞って位置づけをしている。案2は、案1を2つに分けて「2 子どもの生活の場での支援と支援者の支援」と「3 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進」としている。案2には案1の項目に「子どもの貧困問題への対応」と「子どもの権利の普及」を追加している。専門部会の中では、案2についての意見が多くあった。

今後は2月16日に第7回専門部会を開催し、その後3月に1回、4月に2回、5月に1～2回程度、部会の中で検討する。現在は市議会の第1回定例会直前で、市議会各党派に事務局が条例の検討状況、素案の項目を説明している。今後、議会、市民の皆さん

からもご意見をいただきながら、検討を進めていきたい。その際、小中学校のお子さんたちの意見も伺っていきたくと考えている。

○森田会長：

審議会にはいつどういう形に関わって、市議会には何月に出すのか。

○事務局：

審議会の予定は資料5をご覧ください。「1（仮称）子ども条例の策定について」は、5月の下旬の審議会で諮問に対する答申をいただきたいと考えている。その後パブリックコメント等を実施して、9月の定例議会に条例の提案をしたい。

○森田会長：

審議会では、5月の下旬に案になったものが専門部会から出されるということと、パブコメを経て、最終的に議会に出すものを8月の下旬に確定していくということか。

○事務局：

そういう形になる。

○森田会長：

では、林専門委員から、専門部会で何が一番議論になっているのかお話をいただいて、古川副会長も含めた部会員の方々から補足いただけたらと思う。

○林専門委員：

スケジュールについては、子ども条例の内容について、4月の中旬くらいに子どもとの意見交換会を予定している。その内容を答申案に反映させる予定でいる。

条例の内容は1月26日に素案が出されて、ざっくりばらんな意見交換をした。明後日の専門部会で案1と案2のどちらでいくのかも含めて内容を詰めていきたい。事務局の報告のとおり、案2の内容でいくような感触ではある。

子どもの相談・救済をどこまできちんと位置づけていくのかは、既に市にある相談機関、関係部署等との実効性を含めた議論と調整が必要になろうというところである。

子どもの参加・意見表明については、ヒアリングの中で、低学年の子どもは子どもの参加よりも保護や生存の方が関心が高かったが、高校生世代になると、参加の権利も意識は高まってきていた。ただどういうふうに意見を言ったらいいのかわからなくて今まで言ってこなかったということであった。そういう意味では、小さいときから意見表明・参加の機会を、意識付けも含めて充実させていくことが大事なんだろうとあらためて感じた。それがどういうやり方がいいのかは、今後の議論になるかと思う。

あと、先ほど審議の中で、放課後児童健全育成事業の高学年部分は放課後子供教室でという話があったが、専門部会では居場所づくりについて、資料2の最後のページにあるとおり、放課後子供教室の担い手が確保できているのかという議論が出されていた。

○森田会長：

今のことについて保谷委員はいかがか。

○保谷委員：

放課後の子どもの居場所づくりとして市が進めている放課後子供教室は、総論としてはとてもいいことだし、それを願っているんだろうということも分かる。学校は校庭とか体育館とか教室をお貸しすることで施設的な貢献はできるのではないかと思う。

問題は、それを誰がコーディネートするのかということである。現状は、学校施設開放運営協議会がほぼ全てを担っていて、善意で動いてくれている。地域にそういうことを積極的にやる方がいない場合はその役割がPTAに回ってくるが、今の保護者は仕事でどんどん表に出て行こうとしている方が多い中で、仕事にストップがかかってしまう。ここに非常に矛盾がある。市は善意に頼るばかりでなく、行政として相応な費用をかけて組織立てていくということがすごく重要なのではないかと感じている。

○森田会長：

ほかにこのことでご意見のある方はいらっしゃらないか。

○古川委員：

市内で100余りのNPOや団体があるということで、市民が市内にいて市のために活躍できるというのがすごく大切である。その担い手がいないとPTAに頼らうとなるが、役員はそれぞれの生活があつたりして困ってしまう。それら全部を考えると、結局ボランティアによる貢献というのは非常に難しいのだと思う。

担ってくださる方を資源だと考えて、その時間をそのために費やしていただくのなら、ボランティアにするのではなく是非そこにお金をつけるべきである。ひとつの仕事としてあつた場合は、責任意識も出てくるし、研修を受けたいという方も出てくるか知れない。そうなれば市が研修のセッティングを考えればいい。

また、予算をつけるならば受益者負担という考え方も絶対必要だと思う。その時間に子どもをしっかりと見てもらいたいなら、事業はその費用をきちんと払うことによって回っていくものなので、プロとしてのポジションをつくっていくというのがひとつの考え方なのではないかなと思う。

○菅野委員：

学校施設開放の指導員にはお金を払っているのですが、平日の放課後にちょっとお小遣いを稼ぐような主婦の方がいらっしゃるが、土日になると家庭がある主婦の方が指導員をやるというのは難しい。そこで指導員不足というのも出てくると思う。

学校施設開放運営協議会は、たぶんどの小学校も育成会が関わってやっている。PTAは1～2年で代替わりするが、育成会はずっと長くやっている方が多い。これまでは毎週土曜日に卓球教室や英会話教室などいろいろ事業をやっていたが、長くやっているとみんな疲れてしまったり、年齢も高い方が中心となっているので、ちょっと事業を休もうとかいうことになってしまう。そのあたりもすごく難しい問題なのではないかと思う。

○古川委員：

確かに、昔からいる方がずっとやっている。それは悪いことではないが、愛がありすぎて、ここは私がやらなくてはいけないというような気負いがあって、時間を区切ってここはできる・ここはできないというような時間の使い方がしにくくなっている難しさもあると思う。いい意味でクールに見ることも必要なのかなという思いである。

○蓮見委員：

市で手に余るところは民間の子育て支援団体やNPOを利用して連携をとって進めていくのが一番いいのではないかと思う。

○森田会長：

条例の専門部会の実施状況に書かれている居場所づくりは、私も担い手に課題がでてきていると考える。これは事業を単体で見ていると必ず限界が出てきてしまう。

いろいろな人たちが力を集めて同じ気持ちでやっていくために条例をつくっていくわけなので、市全体の様々な担い手と機関等を横のネットワークで繋いでいくとか、補い合った新しい仕組みを作り出すようなことを考えなければいけないのだと思う。

西東京市はたくさんの児童館があり、たくさんの保育園もある。こんな自治体はそうあるわけではない。ここの専門家集団としての力、公的な施設としての力を少し整理して、本当に今担わなければいけないもの、連携を組むもの、手伝ってもらえるもの、再度育成してリニューアルさせなくてはいけないことについての議論を各部会や各専門組織にやっていただきたいというのが、今年の大きな課題であった。

今回の条例の専門部会の「子どもの居場所づくりについて」で出たことについては、児童館の専門部会にも、保育園の在り方の検討会にも、問題として投げさせていただきたい。おとなたちが既存のサービスの中にとどまっていたら、子どもの権利は具体化できない。放課後の子どもたちの居場所ということと連動させながら、今持っている施設、行なわれている事業の中で新たにどう挑戦するしていくのかご検討いただきたい。それをそれぞれ持ち寄って条例づくりに反映していきたいと思う。

市民の活動については、社会教育だとか様々なところで活躍している人たちにご協力をお願いしていかなければいけないと思う。役所が今やらなくてはいけないことは、そういうところの調整役である。是非皆さんもご協力いただいて、子どもたちの意見、地域の親たちの意見、子どもに関わっている人たちの意見をしっかり反映させた条例案ができてくるようお願いしたい。

(2) 西東京市公立保育園の在り方について

○森田会長：

今、話の中にあつた公立保育園の在り方というのはまさにここに関わっている。事務局から説明をお願いする。

○事務局：

公立保育園の在り方の進捗状況を説明する。審議会から答申をいただいたあと、公設民営保育園の民設民営化計画の案を作成して、1月22日から2月22日までパブリックコメントを行なっている。1月27日と31日に市民説明会を行なった。資料4がパブリックコメントで出している内容である。

現在公設民営保育園を利用している保護者の方、また、利用していた方々から、現在委託している事業者に事業をそのまま継続してほしいというご意見を多々パブリックコメントでいただいている。西東京市においては、財産処分にあたっては公募により事業者を決定する必要があることから、今後保護者の方、事業者の方ともに丁寧に説明をしながら計画の決定に向けて進めていきたいと考えている。

○森田会長：

公立保育園の在り方というのは民設民営化の計画だけの話ではないので、これだけが独り歩きすることがないようにお願いをしたい。公立保育園が、先ほど出ていたような新たな機能を担っていかなくてはいけない。そのために民設民営化をする。これをきちんと理解をした上で進めていただきたい。

何かご意見はあるか。

○武田委員：

答申の中に、民間委譲にあたっては子ども、保護者、職員が不安のないようにしていただきたいと盛り込まれている。再度そのことを確認していただくようお願いしたい。

○森田会長：

ほかにはよろしいか。それでは2番の報告はこれで終わりたい。

(3) 平成30年度審議スケジュール（案）について

（事務局から資料5について説明）

○事務局：

先ほど子ども条例の策定についてのスケジュールはお話した。

3番目の子育て・子育てワイワイプランの中間見直しは、2年間に渡って行いたいと考えている。4番目の保育所入所基準の検討については、31年度の募集に合わせて答申をいただきたい。5番目の保育所の利用者負担額、学童保育の育成料の検討は、市の行革に基づいて3年に1回見直し・検討することになっているものである。

専門部会員の構成等については次の審議会までの間に会長と事務局で調整を行ないながら検討し、5月の平成30年度第1回審議会でご審議いただきたいと思っている。

○森田会長：

3番は中間見直しではなくて第2期の計画ではないのか。

○事務局：

子育て・子育てワイワイプランは平成27年～36年までの10年計画で、これの中間の見直しがある。今回見直した第6章 事業計画の部分以外の施策の進捗状況も含めて全ての見直しをして、平成32年度以降の5箇年分を計画する。

○森田会長：

子育て・子育てワイワイプラン自体は10年プランなので、次期の事業計画の策定と同時にワイワイプランの見直しもかける。そのための準備ということでもいいか。

それから、入所基準の検討を行なうのはなぜなのか。

○事務局：

前回に見直した内容の検証をしながら、保育士の子どもの優先入所等について再度検討していただきたいと考えている。

○森田会長：

保育所入所基準について再度検討しなければならない事態が発生しているため、平成31年度に向けて見直しをするということでもいいか。

では平成30年度はこのような形で開催していくことになる。

3 その他

○森田会長：

その他についてお願いします。

○事務局：

平成30年度1歳児1年保育について説明する。

実施施設は、保谷駅北口駅前広場に隣接しているみらいく保育園である。こちらの園は前回利用定員についてご意見をいただいたときに、4歳・5歳を開設せずに1年間運営すると説明した。その空きスペースを利用して1歳児を平成31年3月31日までの1年間お預かりする。

月額利用料は、一時保育事業を1月使った場合の利用料と市内の認証保育所の1歳児の利用料の平均額から、認証保育利用保護者に毎月助成している16,000円を引いた額で設定している。

保育内容は、専用保育室を用意して、職員配置、必要面積等も認可保育園と同じ条件で、同等の保育を提供する。給食も園で用意する。

利用者は、一般の認可保育施設と同じ利用調整の方法で保育の必要性を指数化し、指数の高い順に決定していく。

○森田会長：

ほかの自治体ではかなり実施されている事業である。この方たちは1年保育したあとの保育は保障されないの、どういう選択をなさるか、これが埋まるかどうか、とにかくやってみるといことである。何かご意見はあるか。

(なし)

では、本日の議事と報告は全て終了したので閉会する。

閉会